

6 その他

(1) 高圧ガス保安法関係の手続きについて

① 申請様式について

高圧ガス保安法に基づく申請・届出様式は、「栃木県ホームページ」からダウンロードできます。必要に応じてご利用ください。

【ページの場所】

ホーム > 産業・しごと > 商工業・企業立地 > 産業施策 > 高圧ガス/LPガス > 高圧ガス保安法関係手続き一覧（概要及び様式ダウンロード）

【URL・QRコード】

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/work/kyoka/shigoto/tetuzuki.html>



栃木県 TOCHIGI PREFECTURAL GOVERNMENT

閲覧補助 Foreign Language (がいくじんのみなさんへ)

Google カスタム検索 検索

重要なお知らせ 防災・災害情報 医療情報 組織から探す

防災・安全 | 暮らし・環境 | 子育て・福祉・医療 | 教育・文化 | 社会基盤 | 産業・しごと | 県政情報

ホーム > 産業・しごと > 商工業・企業立地 > 産業施策 > 高圧ガス/LPガス > 高圧ガス保安法関係手続き一覧（概要及び様式ダウンロード）

高圧ガス保安法関係手続き一覧（概要及び様式ダウンロード）

高圧ガス/LPガスのメニューに戻る

高圧ガス保安法関係

各項目をクリックすると「栃木県行政手続インターネットサービス」の各手続詳細画面に移動しますので、手続きの概要はそちらをご覧ください。
また、様式のダウンロードが行えます。
なお、保安統括者選解任届等については「電子申請」による手続きも行えます。

【申請等の代理行為について】

高圧ガス/LPガス

令和元年度高圧ガス製造施設等保安に関する説明会を開催しました。

高圧ガス保安法関係手続き一覧（概要及び様式ダウンロード）

平成29年度高圧ガス製造施設等保安に関する説明会を開催しました。

平成30年度高圧ガス製造施設等保安に関する

栃木県庁 高圧ガス 検索

② 申請等の代理行為について

法人の場合において、代表者以外の方（支店長・工場長等）に申請、届出等の権限を委任する場合（支店長名、工場長名で申請、届出等を行う場合）には、委任者と代理者の間で必ず委任状を取り交わし、その写しを許可申請書等に添付してください（様式は必要に応じて栃木県ホームページ掲載の様式をご利用ください）。また、委任状の原本は代理者が管理してください。

③ 名称等変更届の提出について

事業所の名称、法人の代表者及び本社所在地等が変更になった際は、「名称等変更届書（様式第60号）」に変更の事実が確認できる資料（法人登記事項証明書の写し、会社のホームページを印刷したもの等）を添えて、栃木県工業振興課保安担当までご提出（正副各一部）いただきますようお願いいたします。

④ 製造廃止届書の提出について

第一種製造者及び第二種製造者は、高圧ガスの製造を廃止したときは、遅滞なく「高圧ガス製造廃止届書（様式第 26 号）」を栃木県工業振興課保安担当までご提出（正副各一部）いただきますようお願いいたします。

特に、第二種製造者のうち冷凍設備を設置されている事業所において、お忘れになる事例が見受けられますので、ご確認いただきますよう併せてお願いいたします。

(2) 特定高圧ガス消費の変更について（法第 24 条の 4 及び政令第 7 条第 2 項）

特殊高圧ガス（モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシランをいう。）及び次の表の左欄に掲げる種類の高圧ガス（以下「特定高圧ガス」と総称する。）を消費*する施設又は消費の方法を変更するときは、あらかじめ、特定高圧ガス消費施設等変更届書 2 部（正・副各 1 部）を栃木県知事に提出してください。

※ 高圧ガスの「消費」とは、高圧ガスを燃焼、反応、溶解等により廃棄以外の一定の目的のために減圧弁等単体機器である減圧設備のみにより瞬時に高圧ガスから高圧ガスではない状態へ移行させること及びこれに引き続き生じた高圧ガスではないガスを使用することをいう（「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）」より。）。

なお、特殊高圧ガス（モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン及びジシラン）については、圧縮ガス及び液化ガスの両方の状態が規制の対象となるとともに、消費量の多少を問わず消費する場合にはすべて特定高圧ガス消費届が必要となります。

高圧ガスの種類		貯蔵能力
特定高圧ガス	圧縮水素及び圧縮天然ガス	容積 300m ³
	液化酸素及び液化アンモニア	質量 3,000kg
	液化石油ガス （液石法第 2 条第 2 項の一般消費者が消費するものを除く。）	質量 3,000kg （液石法政令第 2 条各号に掲げる者（一般消費者等）が消費する液化石油ガスの貯蔵設備にあつては、10,000kg）
	液化塩素	質量 1,000kg
特殊高圧ガス		容積 0m ³ を超える

なお、特定高圧ガス消費者の届出や変更の届出において、第一種製造者若しくは第一種貯蔵所等の許可等の添付書類と重複しているものがある場合には、重複するため省略した旨を記載した書類を添付し、重複部分を省略した上で提出しても差し支えありません。